

ご存じですか？

中小企業向けの制度融資

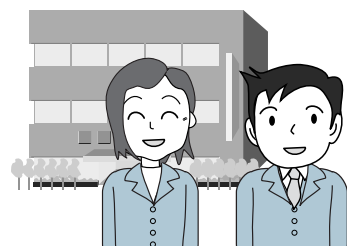


融資は、資金計画を立ててから受けましょう

川口市には、市内の中小企業に対し、経営の安定や発展に必要な資金を円滑に調達するための制度融資があります。今回は、事業の運転資金として利用できる、主な制度融資をご紹介します。

川口市の主な制度融資

	小規模事業者資金融資	中小企業運転資金融資
利用できるかた (①～③の条件を満たすかた)	①個人にあつては、1月1日現在市内において住所を有し、前年の所得に対し課税され納期が到来していること。また、法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有していること。 ②信用保証対象業種で、市内において同一事業を1年以上引き続き営んでおり、常時使用する従業員が工業20人以下、商業5人以下であること。 ③市税を完納しているかた。	①個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有していること。また、法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有していること。 ②信用保証対象業種で、市内において同一事業を1年以上引き続き営んでいること。 ③市税を完納しているかた。
融資限度額	1,250万円	8,000万円
融資期間 (据置期間)	運転資金10年以内(1年以内) 設備資金12年以内(1年以内)	10年以内(1年以内)
利率	年1.4%	年1.4%



◎左記の制度は、金融機関への「あつせん融資」となります。金融機関の融資担当者に、融資条件などをあらかじめ相談しておいてください。

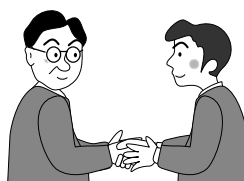
◎融資条件は、変更することがあります。事前に確認ください。

◎左記以外にも用途に応じたさまざまな制度融資があります。ご相談で来庁する際には、次の書類を持参ください。

- ・会社の場合…直近2期分の決算書(勘定科目内訳書含む)
- ・個人の場合…直近2期分の確定申告書

緊急保証制度(セーフティネット保証制度)

・原材料の高騰や円高など、社会・経済情勢の変化で、経営に影響を受けている事業者のかたがたを対象とした、信用保証協会が100%保証する制度です。



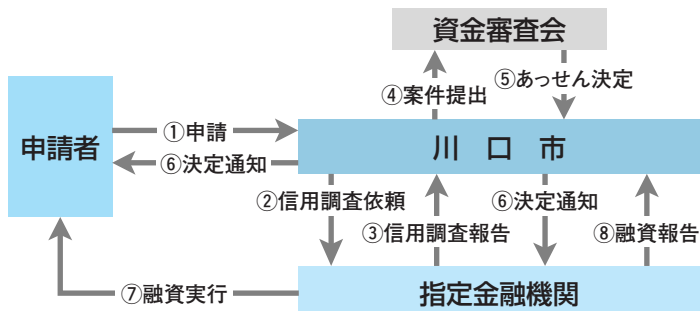
※この制度を利用するためには、市役所商工課に申請書などを提出し、認定を受ける必要があります。

◎セーフティネット保証制度が利用できる制度融資 埼玉県制度融資

制度名	資金使途	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率
経営安定資金 大臣指定等貸付	運転資金	5,000万円	7年 (1年以内)	1.3%

詳細は、埼玉県産業労働部金融課まで ☎048-830-3801
このほかにも、(株)日本政策金融公庫・(株)商工組合中央金庫・各金融機関でも取り扱っています。

川口市制度融資の申請から融資までの流れ



※埼玉県信用保証協会の保証を利用する場合は、保証枠(無担保8千万円+有担保2億円)の範囲内の融資となります。

相談・申請の場所と時間

場所…市役所4階 商工課金融係
時間…平日8:30~11:30 13:00~16:30
(土・日曜、祝日を除く)

受付窓口が込み合っているときは、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。



問い合わせ…商工課金融係 ☎258-1110
内線2439・2436・2433